

逗子市個人情報保護条例の改正について

*改正の趣旨

平成 25 年 5 月 31 日付けで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が公布されました。これを受け、平成 27 年 10 月から国民 1 人 1 人に「個人番号」（※1）が付番され、平成 28 年 1 月から利用開始されることとなります。

番号法に基づく社会保障・税番号制度では、個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」（※2）と定義し、当該特定個人情報を厳格な保護措置のもと行政機関等の間で情報連携させることとなっています。

これらに伴い、番号法の趣旨に沿って逗子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を改正するものです。

*社会保障・税番号制度とは

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを容易に確認できるようにするための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤です。

住民基本台帳に記録されているすべての人に対して、個人番号が重複されることなく付番されることにより、本人確認が容易かつ確実に行われることが可能になります。

この仕組みを使い、行政の無駄を省き、より細やかな社会保障を行い、国民にとってより公平・公正な社会の実現を目指すのが社会保障・税番号制度です。

*社会保障・税番号制度導入による効果

1 国民の利便性の向上

主に社会保障・税・災害対策の分野における各種の申請手続きの際に必要な住民票や各種証明書などの添付が不要になり、書類が簡素化されることとなります。これにより、国民の負担が軽減され、利便性が向上します。

2 より公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、きめ細やかな支援が可能となります。

3 行政の効率化

自治体や国の行政機関などで行われる情報の照会・提供等にかかる負担が軽減されます。また、連携が進むことによって、より正確な情報を得ることが可能となり、作業の重複による無駄も省けるようになります。

* 番号法に対応するための条例改正

1 番号法第31条に基づく改正

番号法第31条において、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講じるよう定めていることから、条例の規定において整合を図るため該当項目を改正します。

2 定義(条例第2条)の追加

現在の「個人情報」等に関する定義に加え、あらたに「特定個人情報」及び「情報提供等記録」(※3)の定義を追加します。

3 番号法第29条に基づく改正(情報提供等記録を除く特定個人情報に関して改正するもの)

項目	措置
目的外利用	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときにのみ認める。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする(オンライン結合についても同様)。
開示・訂正・利用中止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
利用中止	利用中止を請求することができる場合として、番号法違反の場合を追加するようにする。
削除	削除を請求することができる場合として、番号法違反の場合を追加するようにする。
開示	他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。

4 番号法第 30 条に基づく改正（情報提供等記録に関して改正するもの）

項目	措置
目的外利用	目的外利用を認めないようにする。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようになる（オンライン結合についても同様）。
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
開示	他の法令による開示の実施との重複を認めるようになる。
訂正	訂正にかかる通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者（※4）に変更する。
利用中止	利用中止請求を認めないようにする。
削除	削除請求を認めないようにする。

5 特定個人情報保護評価について

番号法第 27 条では、行政機関等が特定個人情報の集合物である特定個人情報ファイル（※5）を保有する場合に、十分な保護措置が講じられているかどうか確認するための「特定個人情報保護評価」を行うこととしています。

この評価については、特定個人情報ファイルを保有する行政機関等による自主点検が原則ですが、一定の場合には、自主点検後「第三者点検」を実施する必要がある、その際には逗子市個人情報保護運営審議会において当該点検に当たることとなります。

第三者点検該当性については個別具体的に十分な検討を行い、厳密な判断を行います。

*その他

条例第 16 条の 2（第三者情報に関する取扱い）において、実施機関は、個人情報の開示又は不開示の決定をするに当たり、開示請求に係る個人情報に第三者に関する「個人情報」が記録されている場合は、当該第三者に対し開示の請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知すること等定めていますが、対象を「個人情報」に限定せず広く「情報」として定義します。

(※注釈)

※1 個人番号・・・・・・・・番号法第2条第5項に規定する個人番号

※2 特定個人情報・・・・・・・・番号法第2条第8項に規定する特定個人情報

※3 情報提供等記録・・・・・・・・番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報

※4 情報照会者又は情報提供者・・・・・・・・番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者

※5 特定個人情報ファイル・・・・・・・・番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル